

家畜衛生だより

令和4年12月27日 No.53
庄内家畜保健衛生所
庄内地区家畜畜産物衛生指導協会
TEL 0235(68)2151
FAX 0235(66)2466

高病原性鳥インフルエンザ発生に係る 搬出制限区域の解除について

- ・ 移動制限区域内（発生農場から半径 3km 以内）の 1 農場について、清浄性確認検査で陰性が確認されましたので、本日 16 時をもって搬出制限区域（発生農場から半径 3km～10km）が解除されました。
- ・ 搬出制限区域の解除に伴い、消毒ポイント B、C の運営を終了します。なお、D の藤島体育館は運営を継続いたします。



No.	場所
D	鶴岡市藤島体育館駐車場

- : 3 km 移動制限
- : 消毒ポイント

- ・ 引き続き、移動制限区域内を通行する畜産関係車両は、指定の消毒ポイントで必ず消毒を実施するようお願いします。

〈今後の予定〉

今後新たな発生がなければ、令和5年1月3日（火）
午前0時をもって移動制限区域を解除予定